

大分県報

令和三年
七月一日
号外（五一）

（木曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正……………一
大分県立特別支援学校学則の一部改正……………二

教育委員会訓令

大分県教育委員会職員服務規程の一部改正……………二
大分県教育委員会公印規程の一部改正……………二
大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………二
大分県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正……………三
大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………三
大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………三

教育長訓令

○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第七号

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第三節 高等特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・第十六条の三）
第四節 職制（第十七条―第二十九条）」

を「第三節 職制（第十七条―第二十九条）」に改める。

第三条の見出し中「教育事務所及び高等特別支援学校開校準備室」を「教育事務所」に改め、同条中「並びに」を「及び」に改め、「及び高等特別支援学校開校準備室」を削る。

第五条第二十四号中「高等特別支援学校開校準備室」を削る。

第八条第十号中「幼児教育センター及び高等特別支援学校開校準備室」を「及び幼児教育センター」に改める。

第八条の第二十号を削る。

第二章第三節を削り、第四節を第三節とする。

第二十一条の二を削る。

第二十四条第二項を削る。

第二十八条中「教育事務所並びに高等特別支援学校開校準備室」を「並びに教育事務所」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「高等特別支援学校開校準備室」を削る。

3 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則の一部改正（大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三十四条第二項の表の第二項の表中「高等特別支援学校開校準備室長」を削る。

4 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第十七条第二項の表の第二項の表中「高等特別支援学校開校準備室長」を削る。

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第八号

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改める。

別表の大分県立聾学校の項の次に次のように加える。

大分県立さくらの杜 高等支援学校	本校	大分市	高等部	産業技術科	知的障害
---------------------	----	-----	-----	-------	------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十二号

教育庁

教育機関

大分県教育委員会職員服務規程（昭和三十六年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会

第一条中「、高等特別支援学校開校準備室」を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十三号

教育庁

教育機関

大分県教育委員会公印規程（昭和四十年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会

第一条及び第五条第一項中「、高等特別支援学校開校準備室」を削る。

第六条第二項中「のち」を「後」に改める。

別表の大分県教育庁高等特別支援学校開校準備室長印の項を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十四号

教育庁

教育機関

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会

第一条中「、高等特別支援学校開校準備室」を削る。

第二条第六号中「、組織規則第十六条の二に規定する高等特別支援学校開校準備室」を削る。

別表第一の二十四の項の第四号中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同項の第八号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項の第九号中「第十八条」を「第十九条」に改める。

別表第二の教育改革・企画課の部の十六の項中「教育次長」を「課長」に改め、同項の第二号中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同項の第五号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

別表第三の二の部の一の項中「所（室・館）長」を「所（館）長」に改め、同部のハの項の第六号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項の第七号中「第十八条」を「第十九条」に改める。

別表第四の高等特別支援学校開校準備室の部を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十五号

教育庁
教育機関

大分県教育庁等職員安全管理規程（平成十四年大分県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会

第二条第二号中「、組織規則第十六条の二に規定する高等特別支援学校開校準備室」を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十六号

教育庁
教育機関

大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会

第一条中「、教育事務所及び高等特別支援学校開校準備室」を「及び教育事務所」に改める。

第二条第九号中「、組織規則第十六条の二に規定する高等特別支援学校開校準備室」を削り、同条第十一号中「、組織規則第二十一条の二に規定する室長」を削る。

第七条第三項及び第二十五条第一項中「、高等特別支援学校開校準備室」を削る。

別表第一中

日田教育事務所
高等特別支援学校開校準備室

教委日
教委高支

を

日田教育事務所

教委日

に、聾学校

聾

を

聾学校の
さくらの

杜高等支援学校

聾
さ高支

に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第二号

教育事務所
教育機関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県教育委員会教育長

第二条第一項中「、第十六条の二に定める高等特別支援学校開校準備室の長（以下「高等特別支援学校開校準備室の長」という。）」及び「（高等特別支援学校開校準備室の長にあつては、三の項に掲げる事務を除く。）」を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

令和三年七月一日

大分県報号外（教育委訓令甲・教育長訓令甲）